

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

● 共通事項

■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。

■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

● 1.事業所を運営する法人等に関する事項

■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

● 「法人等の名称」

a. 「法人等の種類」

法人等の種類について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本 3 情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本 3 情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス（法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう）を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。

● 2.介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所（以下、「事業所」という）の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

● 「サテライト事業所」

指定地域密着型サービス基準第 63+71 条第 7+8 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同基準第 171 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を設置している場合には、「あり」に記すとともに、その箇所数を記載すること。

a. 「サテライト型小規模多機能型居宅介護」

指定地域密着型サービス基準第 63+71 条第 7+8 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を設置している場合には、「あり」に記すとともに、当該サテライト事業所の所在地を記載すること。

b. 「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護」

● 指定地域密着型サービス基準第 171 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を設置してい

書式変更：フォント：太字（なし）

書式変更：フォント：太字（なし）

書式変更：インデント：左：12.5 mm、ぶら下げインデント：0.01 字、行頭文字または番号を削除

書式変更：フォント：太字（なし）

書式変更：フォント：太字（なし）

書式変更：段落番号 + レベル：1 + 番号のスタイル：a, b, c, ... + 開始：1 + 配置：左 + 整列：18 mm + インデント：25.4 mm

書式変更：フォント：太字（なし）

書式変更：インデント：左：25.4 mm、行頭文字または番号を削除

書式変更：段落番号 + レベル：1 + 番号のスタイル：a, b, c, ... + 開始：1 + 配置：左 + 整列：18 mm + インデント：25.4 mm

書式変更：インデント：左：25.4 mm、行頭文字または番号を削除

る場合には、「あり」に記すとともに、当該サテライト事業所の所在地を記載すること。

指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を設置している場合には、「あり」に記すとともに、その箇所数を記載すること。また、当該サテライト事業所の所在地を記載すること。

書式変更： フォント： 太字（なし）

■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

■ 併設施設等

訪問看護サービスを除く介護保険サービス事業所、または医療機関（診療所を含む）が併設されている場合には、「あり」に記すとともに、併設施設の介護サービスの種別及び事業所の名称を記載すること。なお、該当するサービスや事業所が複数ある場合は、主なもの1つについて記載すること。

■ 訪問看護事業所の指定の有無

指定地域密着型サービス基準第171条第10項に規定される指定訪問看護事業所の指定を受け、かつ指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、「あり」に記すとともに、病院、診療所、訪問看護ステーションの別及びその事業所の名称を記載すること。

■ 事業所の管理者の氏名及び職名

a. 「氏名」

当該事業所の指定地域密着型サービス基準第172条に規定する管理者（以下、「管理者」という。）の氏名を記載すること。

b. 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）

● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

● 「指定の年月日」

当該報告に係る法第 42 条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。

● 「指定の更新年月日(直近)」

当該報告に係る法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

● 「介護保険法第 71 条に規定する訪問看護のみなし指定」

法第 71 条第1項の規定により、指定訪問看護に係る法第 41 条第1項の指定があつたことをみなされている場合には、「あり」に記すこと。

■ 生活保護法第 54 条の2に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の2に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 ~~484~~8条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者

当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第 ~~484~~8条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

● 3.事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間等

● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。

- ① 管理者(常勤のみ)
- ② 介護支援専門員
- ③ 介護職員
- ④ 看護職員

- ⑤ その他の従業者（①から④の職種以外の従業者の全体及び「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」について、それぞれ記載すること。）

● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

● 「従業者である看護職員が有している資格」

以下の資格を有する看護職員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。

- ① 保健師
- ② 看護師
- ③ 准看護師

● 「夜勤・宿直を行う従業者の人数」

夜勤・宿直を行う当該事業所における従業者の夜勤・宿直時間帯の平均の人数を記載すること。あわせて、併施設等と兼務して夜勤・宿直をしている従業者がいる場合、その人数を再掲すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤・宿直を行う一般的な人員体制を踏まえること。

● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資

格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の介護職員、看護職員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の介護職員、看護職員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

● 「業務に従事した経験年数」

介護職員、看護職員の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。

■ 従業者の健康診断の実施状況

全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

a. 「アセッサー(評価者)の人数」

事業所の従業者で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。

b. 「段位取得者の人数」

アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。

- c. 「外部評価の実施状況」
前年度1年間に、外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 4.介護サービスの内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第182条において準用する同基準第81条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

■ 介護サービスを提供している日時

● 「事業所の営業時間」

当該事業所の運営基準で定めた営業時間帯を、通いサービス、宿泊サービスの別に記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯を記載すること。

● 「事業所が通常時に介護サービスを提供する地域」

利用者が指定地域密着型サービス基準第182条において準用する同基準第71条第3項に規定する交通費の額の負担が生じない地域を記載すること。なお、記載内容については、同基準第182条において準用する同基準第81条に規定する運営規定等との整合性を図ること。

■ 利用者の送迎の実施

指定複合型サービスの実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎を実施している場合には「あり」に記すこと。

■ 介護サービスの内容等

● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間に、以下の事項の指定地域密着型サービス報酬基準に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. ~~総合マネジメント体制強化加算~~
~~指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ルに規定する「総合マネジメント体制強化加算」をいう。~~
- b. ~~訪問看護体制強化加算~~
~~指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付~~

書式変更：標準、インデント：左：12.7 mm、行頭文字または番号を削除

費単位数表」「8 複合型サービス費」又の規定する「訪問看護体制強化加算」をいう。

g-a. 認知症加算（Ⅰ）

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」二(1)に規定する「認知症加算（Ⅰ）」をいう。

b. 認知症加算（Ⅱ）

c. 若年性認知症利用者受入加算

d. 栄養スクリーニング加算

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」二(2)に規定する「認知症加算（Ⅱ）」をいう。

e. 退院時共同指導加算

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ホに規定する「退院時共同指導加算」をいう。

f-e. 事業開始時支援加算

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヘに規定する「事業開始時支援加算」をいう。

g-f. 緊急時訪問看護加算

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」トに規定する「緊急時訪問看護加算」をいう。

h-g. 特別管理加算（Ⅰ）

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」手注(1)「特別管理加算（Ⅰ）」をいう。

i-h. 特別管理加算（Ⅱ）

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」手注(2)「特別管理加算（Ⅱ）」をいう。

j. ターミナルケア加算

j. 看護体制強化加算（Ⅰ）

k. 看護体制強化加算（Ⅱ）

l. 訪問体制強化加算

j-m. 総合マネジメント体制強化加算

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」リに規定する「ターミナルケア加算」をいう。

k-n. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護

護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(一)「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ」をいう。

ト.ロ. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(二)「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ」をいう。

ト.リ. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(三)「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」をいう。

ト.ニ. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(四)「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」をいう。

ト.ハ. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(1)「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」をいう。

ト.ニ. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(2)「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」をいう。

ト.ハ. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(3)「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」をいう。

ト.ニ. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(4)「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」をいう。

ト.ハ. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

指定地域密着型サービス報酬基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」「8 複合型サービス費」ヲ注(5)「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」をいう。

● 「特別な医療処置等を必要とする利用者の受け入れ状況」

以下の事項を実施している場合には「あり」に記すこと。さらに「その他」欄には、以下の事項以外の特別な医療処置等を必要とする利用者の受け入れを実施している場合には「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

- ① 経管栄養法(胃ろうを含む)
- ② 在宅中心静脈栄養法(IVH)

- ③ 点滴・静脈注射
- ④ 膀胱留置カテーテル
- ⑤ 腎ろう・膀胱ろう
- ⑥ 在宅酸素療法(HOT)
- ⑦ 人工呼吸療法(レスピレーター、ベンチレーター)
- ⑧ 在宅自己腹膜灌流(CAPD)
- ⑨ 人工肛門(ストマ)
- ⑩ 人工膀胱
- ⑪ 気管カニューレ
- ⑫ 吸引
- ⑬ 麻薬を用いた疼痛管理

● 「介護サービスの提供内容に関する特色等」

当該事業所の特色等について、その内容を概ね 400 字で記載すること。なお、記載内容については、指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 3 条の 34 に規定する虚偽又は誇大広告の禁止を踏まえること。

● 「サービス利用に当たっての留意事項」

ターミナルケアへの対応可能範囲等、当該事業所のサービス利用に当たって留意事項がある場合、その内容を概ね 400 字以内で記載すること。

● 「協力医療機関の名称」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 83 条第 1 項に規定する協力医療機関の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 83 条第 2 項に規定する協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「バックアップ施設の名称」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 83 条第 3 項に規定するバックアップ施設の名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「運営推進会議の開催状況」

指定地域密着型サービス基準第 182 条において準用する同基準第 85 条第 1 項に規定する運営推進会議について、前年度 1 年間の開催実績、延べ参加者人数、協議内容等について記載すること。

- 「地域・市町村との連携状況」

運営推進会議以外に当該事業所の運営を円滑にするために地域・市町村と行っている取り組みがある場合には、その体制、方法、具体的な連携内容について記載すること。

- 「短期利用居宅介護費」

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の状況下において、登録者以外の短期利用が可能であるが、実施している場合には「あり」に記すこと。

- 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の登録者の状況

記入年月日の前月における以下の事項について記載すること。

- 「登録定員」

指定地域密着型サービス基準第 174 条に規定する登録定員及び通いサービス、宿泊サービスの利用定員を記載すること。

- 「登録者の人数」

複合型サービスの登録者について、年齢(65 歳未満、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上 85 歳未満及び 85 歳以上)別に、記入年月日の前月に要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する人数及びその合計

- 「登録者の平均年齢」

登録者の平均年齢(小数点第1位まで)

- 「登録者の男女別人数」

登録者の男女別の人数

- 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の利用者への提供実績

- 「利用者の人数」

記入年月日の前月における介護報酬を請求した介護サービスの利用者数及びその前年同月に介護報酬を請求した介護サービスの利用者数について、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービス(介護)、訪問サービス(看護)の別に、要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。また、訪問サービス(看護)については、事業所内での提供及び利用者の自宅での提供の内訳も記載すること。

- 「訪問サービス(看護)の1か月の提供時間」

記入年月日の前月における各利用者への訪問サービス(看護)の提供時間数の合計を記載すること。

■ 指示書を受けている医療機関及び医師の数

● 「医療機関の数」

指定地域密着型サービス基準第 178 条第2項に規定する主治の医師が所属する医療機関の数を記載すること。

● 「医師の人数」

指定地域密着型サービス基準第 178 条第2項に規定する主治の医師の人数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物形態」

当該事業所の建物形態について、事業所単体の場合には「単独型」、施設に併設されている場合には「併設型」を記すこと。

● 「建物構造」

当該事業所の所在する建物の構造を記載すること。

● 「広さ等」

当該事業所の敷地・延床・居間及び食堂の面積を記載すること。
また、宿泊サービスに利用する宿泊室について個室とそれ以外宿泊室についてそれぞれ室数を記載するとともに、個室については、1室あたりの平均面積を記載すること。さらに、指定地域密着型サービス基準第 175 条第2項第2号ホに規定する、診療所が有する病床について宿泊室をの兼用を行っている場合には、「あり」に記すこと。

● 「便所の設置数」

当該事業所に設置された便所の数を記載するとともに、うち手すりの設置、車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

● 「バリアフリーの対応状況」

バリアフリーの対応の状況について、その内容を記載すること。

● 「消火設備等の状況」

消火設備等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その内容を記載すること。

● 「事業所の敷地に関する事項」

- a. 「敷地の面積」
当該事業所の面積を平方メートルを用いて記載すること。
- b. 「事業所を運営する法人が所有」
当該敷地を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該敷地の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該敷地に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「貸借(借地)」
当該敷地が借地の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新の条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

● 「事業所の建物に関する事項」

- a. 「建物の延床面積」
当該事業所の延床面積を平方メートルを用いて記載すること。なお、併設型の場合は、併設している施設等も含め記載すること。
- b. 「事業所を運営する法人が所有」
当該建物を当該事業所を運営する法人が所有している場合には、「あり」に記すこと。また、当該建物の一部を有している場合には、「一部あり」に記すこと。また、「抵当権の設定」欄には、当該建物に抵当権を設定している場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「貸借(借家)」
当該建物が借家の場合には、「あり」に記すとともに、契約期間の開始及び終了の年月日を記載すること。さらに、「契約の自動更新」欄には、当該契約に自動更新の条項が入っている場合には、「あり」に記すこと。

■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常的时间帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

■ 利用者等の意見を把握する体制、評価の実施状況等

● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間に於いて実施したものについて記載すること。

● 「地域密着型サービスの評価の実施状況」

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」において定められている評価第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日を記載すること。さらに、結果の内容又は開示方法について記載すること。

● 5.介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

■ 利用料等(利用者の負担額)

● 「食費」

指定地域密着型サービス基準第182条において準用する同基準第71条第3項第3号に規定する費用の額を記載すること。規定額がない場合は、直近1か月の平均金額を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

● 「宿泊費」

指定地域密着型サービス基準第182条において準用する同基準第71条第3項第4号に規定する費用の額を記載すること。規定額がない場合は、直近1か月の平均金額を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。

■ その他の費用

指定地域密着型サービス基準第182条において準用する同基準第71条第3項第6号に規定するその他の費用を徴収している場合には、その費用名を記載し、「あり」に記すとともに、その額(規定額がない場合は、直近1か月の

平均金額)及びその算定方法を記載すること。なお、当該費用の徴収等を行っていない場合には、「なし」に記すこと。